

瀬戸市生産性向上事業費補助金 概要

瀬戸市では、業務プロセスを改善することで労働生産性の向上に取り組む事業者を支援します

1 交付対象となる事業者（以下の条件をすべて満たすこと）

- (1) 瀬戸市内に事業所が所在していること
- (2) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること
- (3) 交付申請書裏面の誓約事項について誓約していること
- (4) 市税の滞納がないこと
- (5) 交付請求日において倒産・廃業していないこと
- (6) 瀬戸市新分野開拓事業費補助金の交付決定を受けていないこと
- (7) 同一内容の事業について、国、県その他機関からの補助金等の交付を受けていないこと

2 補助対象事業

本補助金の対象となる事業は、業務プロセスを改善することで労働生産性の伸び率を事業終了後3年間で年平均3%以上向上する事業です。自社分析等を行い、事業計画書の作成が必要になります。

※労働生産性とは、一人当たりの付加価値額をいいます。

$$\text{一人当たりの付加価値額} = (\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) / (\text{従業員数} \times \text{一人当たり勤務時間 (年平均)})$$

3 補助率・補助額

補助率	補助上限
補助対象経費（税抜き額）の3分の2 市内事業者への発注・支払分は4分の3 （合計額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	50万円

4 補助対象経費

(1) 次のア～オを全て満たす経費が対象となります。ただし、(2)に該当する経費は対象となりません。

- ア 補助対象経費の全額が生産性向上に資する取り組みであること
- イ 使用目的が生産性向上事業に必要なものと明確に特定できる経費
- ウ 交付決定日以降に契約し、令和4年2月28日までに支払いが完了した経費
- エ 証拠書類等によって支払金額が確認できる経費
- オ 申請する対象経費の具体的内容（内訳と数量等）が明確になっていること

補助対象経費
システム構築費（ソフトウェア費を含む）、機械装置等費※1、運搬費、 設備処分費※2、外注費※2

※1 P C、タブレット等の汎用性の高いものは補助対象経費総額の3分の1を上限とする。

※2 補助対象経費総額の2分の1を上限とする。

(2) 上記(1)ア～オに該当する経費においても、次に該当する経費は対象になりません。

- ア 補助事業の目的に合致しないもの
- イ 必要な経費書類（支払いが分かる書類及び対象経費の具体的内容（内訳と数量等）を示す書類）を用意できないもの
- ウ 中古品の購入
- エ 金融機関などへの振込手数料、代引手数料等の各種手数料
- オ 各種保証・保険料、商品券・金券の購入、クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い分

5 補助事業の実施期間

交付決定日から令和4年2月28日までに実施した事業が補助の対象です。事業実施期間とは、契約から支払完了までです。

6 補助金の交付決定等

- (1) 一定の審査基準に基づき申請内容の審査を行うため、すべての申請事業が対象となるものではありません。
- (2) 補助金の支払いは、補助事業完了後の精算払です。
- (3) 補助金の交付対象となる経費は、支払い対象となる行為（発注から支払まで）が交付決定から令和4年2月28日までに完了するものに限りです。
- (4) 交付決定日以前に発生した経費（発注を含む。）は、補助金の交付対象にはなりません。

7 審査の観点

(1) 要件審査

次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には不交付とし、その後の審査を行いません。

ア 「1. 交付対象となる事業者」の要件に合致すること。

イ 事業計画において、労働生産性（一人時間当たりの付加価値額）が3年計画で年率平均の伸び率3%以上であること。

ウ 必要な提出書類がすべて提出されていること。

エ 提出した内容に不備・記載漏れがないこと。

(2) 書面審査

提出された事業計画について、以下の項目に基づき審査します。

ア 事業計画の妥当性

- ・自社の課題について、市場の動向・自社分析と整合しているか。課題が明確になっているか。
- ・改善すべきプロセスが、課題・将来計画と整合しているか。
- ・具体的な取り組み内容について、事業の目的が明確になっているか。課題の解決方法が明確かつ妥当か。
- ・補助事業の有効性について、達成目標・達成度が明確になっているか。
- ・推進体制について、事業実施のための社内外体制ができていないか。

イ 事業計画の効果

- ・収益計画について、付加価値額が増加する計画であり、達成が見込まれる取組みか。
- ・地域経済への波及効果はあるか。

8 申請期間 ※3回の交付申請受付を予定

第1回：令和3年 7月16日（金）まで（必着）

第2回：令和3年 9月17日（金）まで（必着）

第3回：令和3年11月12日（金）まで（必着）

9 申請方法及び郵送先

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は原則郵送とします（申請受付締切は必着）。

〒489-8701 瀬戸市追分町 64 番地の 1

瀬戸市役所産業政策課 生産性向上事業費補助金担当宛て

10 問合せ先

瀬戸市役所産業政策課企業支援係

電話番号 0561-88-2647、2651 FAX 0561-82-2931